慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英米法記事
Sub Title	
Author	慶應義塾英米法研究會(ケイオウ ギジュク エイベイホウ ケンキュウカイ)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1933
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.12, No.4 (1933. 12) ,p.217- 220
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19331228-0217

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英米法記事

慶應義塾英米法研究會

〔記事第六〕

一九三二年のアニュアル・ザーヴェーに從つて、イギリスに於ける三二年度の立法を少しばかり紹介することゝする。

契約法　この方面に於ては近代的傾向の一つである、契約自由の原則に對する制限が次第にその程度を進めつゝあることに注目せらるゝのである。

○Children and Young Persons Act (22 & 23 Geo. 5, c. 46)に於ては多少の例外はあるが十二歳未滿の者を雇傭することを禁じてゐる。さうして、十八歳未滿の者の雇傭に關する細則を制定するの權を地方當局に附與してをるのである(Part IV 參照)。

○Town and Country Planning Act(22 & 23 Geo. 5, c. 48)に依つて都市計畫が定められたのであるが、その結果は財產所有者の權利に制限が加へらるゝことになり、如何なる家屋を何處に建築するかに付て有する自由の範圍は縮少せらるゝことになつた譯である。

○Carriage by Air Act(22 & 23 Geo. 5, c. 36)に依つて旅客若くは貨物の運送に付ては、本法の定むるところとなり、乘客又は荷送人と運送人との間の私的合意に依つて定むることを得ないことになつた。

○Solicitors Act(22 & 23 Geo. 5, c. 37)はソリシターに關する從來の法律を總括したものであるが、この法律は一定の事情に付き規定を設け、その事情の下に於て

ソリシターの專門的助力に關する報酬に付ての訴訟依頼人との間の契約は之を支持擁護することゝせられた。

不法行爲法　この方面に於ては余り重要なる法律の通過を見なかつたのであるが、次の二つが注目せらるゝ。

○ Destructive Imported Animals Act (22 Geo. 5, c. 12.) に依り、勝手に發見せられた麝香鼠を殺し又は傷けたることに付ては損害賠償請求訴訟を提起することを得ないとせられた(S. 5, sub-s. 5 參照)。

○Patent and Desings Act (22 & 23 Geo. 5, c. 32.) は一九三二年十一月一日から施行せられたものであつて、從來の一九〇七年法に重要なる變更を爲したものであるから大いに注目に價するものであるが、その一一に付ての說明は省略する。

商法　この方面に於ては二つの法律が國際協約の結果出現したことは注意すべきである。その一は Carriage by Air Act (前揭)であり、その二は Merchant Shipping (Safty and Load Line Conventions) Act である。戰後の商事立法は漸次國際協約に基き成文法化するの傾向を有し、結局商法の各種の體系を統一化するの結果となるのであらう。これと同時に、所謂 Hague Rules (Carriage of Goods by Sea Act, 1924) をば他の諸國は進んで施行しようとしないため、イギリスの商業界に大なる影響を及ぼしたものであつて、イギリスに於ては他の諸國が參加するに至るまではこの法律を廢止すべしとの運動が行はれてをる。故に、この意義に於ける急進的運動の無からんことを祈ると共に、近來の海運界の不振が之等運動に對する忍耐を失はしめぬことを希望せらるゝ次第である。

以上二個の法律以外には直接商法々規に影響を及ぼすものとしては大したものはない。財政々策上の革命は商業上に重大なる反響を齎したのであつて之等に付ては行政法と關聯して考察すべき點が多い。

○Merchant Shipping (Safty and Load Line Conventions) Act (22 Geo. 5, c. 9) これは二つの國際協約に成

文的效力を附與したものである。即ち、一九二九年の協約がその一であつて、之は一般的安全條件に關するものであり、一九三〇年の協約はその二であつて、之は特に載貨吃水線に關するものである。この法律は極めて專門的技術的色彩の濃厚なるものである。

○Carriage by Air Act は契約法のところで既に說明したところであるが、之は一九二九年の Warsaw·Convention に效力を生ぜしめたものである。而して、この法律は國際進步の重要なる原則に實際的效果を附與するものである。即ち、將來商工業の新しき部門が發展し、それは國際的にのみ行はれ得るものであり、さうして之が爲めに絕えざる法律の衝突を惹起する虞あるときは、文明諸國に共通に適用あり、又共通に强行し得る統一法典を制定せらるべきものであるとしてゐるのがこの法律である。

○Bills of Exchange Act (1882) Amendment Act (22 & 23 Geo. 5, c. 44) 之は Bankers' drafts 即ち支店から本店宛に振出した drafts は有效に線引と爲し得ることを定めたのである。一八八二年の爲替手形法は線引に付ては小切手に關してのみ之を認めてゐる。而して Bankers' drafts は小切手ではない。そこで、かゝる drafts に爲す線引は無效と見るべきや否やは明瞭でないのである。何となれば、商慣習は一八八二年法に定められたる drafts に付ても線引に關し同樣なる效力を認めようとするからである(反對 Paget on Banking, 4th ed., p. 133)。こゝに於て新法は一八八二年法の線引小切手に關する總ての規定は Bankers' drafts にも準用せらるべきものとして、この點を明かにしたのである。

以上のほか各種の命令の發せられたるものが非常に多いが之等は總て省略する。

親族法

○Marriage Naval, (Military and Air Force Capels) Act (22 & 23 Geo. 5, c. 31) に依つて陸、海、空軍の禮拜堂に於て婚姻の豫告を爲し又は儀式を擧ぐることを

認められた。勿論かゝる禮拜堂は本法に依つて認められたものでなければならぬし、婚姻當事者の一方は所謂「有資格者」即ちイギリス皇帝陛下の軍人若くはかゝる者の娘でなければならぬ。本法はスコットランド及び北部アイルランドには適用せられない。

○Carriage by Air Act 之は既に契約法、商法の部に於ても説明をしたところであるが、旅客の死亡の場合運送人の責任如何と云ふ問題に於て親族法と關聯して來るから再びこゝに説明を加へる次第である。本法は旅客死亡に因つて損害を被つた家族の利益のための規定を設けてゐる澤であるがこゝに所謂家族(family)と云ふのは左の如き者を包含してをるのである。

一、夫及び妻　二、親　三、繼親　四、祖父(母)
五、兄弟姉妹　六、異腹兄弟姉妹　七、子　八、繼子　九、孫

○Children and Young Persons Act　これも契約法の方面から既に説明したところであるが、大體次のやうな定めがなされてゐる。

第一部　兒童裁判所(Childrens' Courts)
第二部　保護を必要とする少年
第三部　Voluntary homes の檢査監督等
第四部　雇傭に付ての制限
第五部　未成年者生命保護に付ての規定の修正
第六部　一九二五年の Guardianship of Infants Act 第六條の修正等